

新規に追加する疾患群と当該疾患群に含まれる疾病及び区分名(案)

(赤字下線で示した箇所はパブコメ後修正した箇所)

15 骨系統疾患(新規疾患群)

区分	疾病名	改正前(現行)の疾患群
胸郭不全症候群	胸郭不全症候群	新規追加疾病
結合組織異常症 骨系統疾患	大理石骨病	先天性代謝異常(第8表)
	低ホスファターゼ症	先天性代謝異常(第8表)
骨形成不全症 骨系統疾患	骨形成不全症※	内分泌疾患(第5表)
骨系統疾患	偽性軟骨無形成症	神経・筋疾患(第11表)
	骨硬化性疾患	新規追加疾病
	進行性骨化性線維異形成症	新規追加疾病
	多発性軟骨性外骨腫症	神経・筋疾患(第11表)
	TRPV4異常症	神経・筋疾患(第11表)
	点状軟骨異形成症(ペルオキシゾーム病を除く。)	神経・筋疾患(第11表)
	内軟骨腫症	神経・筋疾患(第11表)
	2型コラーゲン異常症関連疾患	神経・筋疾患(第11表)
	ピールズ症候群	神経・筋疾患(第11表)
ラーセン症候群	神経・筋疾患(第11表)	
軟骨異栄養症 骨系統疾患	軟骨低形成症※※	内分泌疾患(第5表)
	軟骨無形成症※※	内分泌疾患(第5表)

※これらの疾病については、これまでの疾患群から「骨系統疾患群」に移行することに伴い、状態の程度に「外科的治療を行う場合」を追加している。

※※これらの疾病については、これまでの疾患群から「骨系統疾患群」に移行することに伴い、状態の程度を以下のように修正した。

「次のいずれかに該当する場合

ア 治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。

（ただし成長ホルモン治療を行う場合には、第5表備考に定める基準を満たすものに限る。

イ 外科的治療を行う場合

ウ 脊柱変形に対して治療が必要な場合

エ 呼吸管理(人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。)又は酸素療法を行う場合」

16 脈管系疾患(新規疾患群)

区分	疾病名	改正前(現行)の疾患群
脈管奇形	青色ゴムまり様母斑症候群	新規追加疾病
	巨大静脈奇形	新規追加疾病
	巨大動静脈奇形	新規追加疾病
	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	新規追加疾病
	原発性リンパ浮腫	新規追加疾病
	リンパ管腫※	慢性呼吸器疾患(第3表)
	リンパ管腫症※	慢性呼吸器疾患(第3表)

※現行の規定では、「リンパ管腫/リンパ管腫症」として一つの疾病名としているが、細分化した。